



年6回発行

nagoya発

2007.10月 No.22

くらしのほっと通信

請求の手段が

はがきからメールに移行...

これが、いまどきの

架空請求の手口だ!

はがきによる架空請求の相談が激減した一方で、携帯電話やパソコンへの架空請求の相談が増加。特に携帯電話宛に、手当たり次第に架空の請求メールを送り付ける手口が横行しています。封書による架空請求は、件数は減っているものの、ターゲットを限定した具体的な内容で不安をあおる巧妙な手口が増えていきます。

例1

不特定多数に送信される 架空請求メールの場合



- ★携帯電話へは、電話番号宛のメール（ショートメッセージサービス）で届く場合が多いようです。
- ★連絡をせずに放っておくと、ますます過激な内容のメールが繰り返し届くこともあります。連絡は絶対にしないようにしましょう。

アドバイス advice

- ☑ 知らない人から届いたメールは開かない
- ☑ 架空請求のメールが届いたら、無視
- ☑ 不審な電話がかかったら、話は聞かず、すぐに切る
- ☑ 誤操作や勘違いで有料サイトに接続してしまったとしても、不当な請求には応じない
- ☑ 不安な場合は消費生活センターに相談を

例2

突然、料金表示が現れる 架空請求サイトの場合



- ★料金がかかるとは思わずに操作したのであれば、支払義務はありません。
- ★「サンプル画像」「18才以上はこちら」というような部分をクリックするとパソコンに悪質なプログラムが取り込まれ、パソコンを立ち上げるたびに請求画面が出るようになったり、メールを自動発信して相手にアドレスを知らせてしまう場合もあります。クリックは慎重に!
- ★IPアドレスとはインターネットに接続するたびに割り当てられる識別番号のことで、IPアドレスからは利用しているプロバイダ名とおおよその地域が分かる程度です。あなたの住所や氏名、電話番号、メールアドレス等は分かりません。

消費生活相談

※相談は市内在住・在勤・在学の方が対象です

月～金曜日

くろーな い
052-222-9671
くろーな し
052-222-9674

架空請求
ホットダイヤル

土・日・夜電話相談

052-222-9690

例3 ターゲットを限定した封書による架空請求の場合

「最終通告」「訴訟」「裁判」等の言葉で威圧する

以前はあいまいな内容の請求が主流でしたが、最近では具体的な内容を示して、過去の契約と関連があるように思い込ませる手口が増えています。



民事訴訟通告書

もっともらしい法律用語で不安をあおる

先日、(株)〇〇〇〇から男性系サプリメントを通信販売にてお買い求めいただいた際の入金平成19年〇月〇日現在、未だ確認されておりません。再三の請求にもかかわらず連絡がないため、平成19年▲月▲日をもって、私ども△△△△法律事務所が代理人として担当していくことになりました。今後は、民事訴訟の手続きを執らせていただきます。

連絡をさせるための誘い文句です。この言葉につられて電話をかけると、住所や氏名を聞き出されて脅されたり、高額な請求をされたりします。電話はかけないようにしましょう。

以下の裁判執行予定日までに連絡なき場合、指定裁判所から書類通達後に出廷となり、当方の主張が全面的に受理され訴訟を開始させていただきます。その後、債務者の給料差し押さえ及び、不動産等の財産の差し押さえを執行官立会いのもと強制執行させていただくこととなりますので、ご了承ください。以上をもちまして訴訟通告とさせていただきます。

なお、訴訟内容などの詳しい内容のお問い合わせは△△△△法律事務所までご連絡ください。

本当に裁判所への申し立てがあった場合には、裁判所から「特別送達(*1)」という方法で通知が来ます。その指示に従い手続きすれば、原告の主張が一方的に認められることはありません。法的な根拠がないのに、いきなり差し押さえをされることもありません。

裁判執行予定日 平成19年■月■日

期限を定めて、あわてさせる

(株)〇〇〇〇
代表取締役〇〇〇〇
東京都〇〇区〇〇〇〇
TEL 03-xxxx-xxxx
FAX 03-xxxx-xxxx

信用させるために固定電話の番号が記載されている場合が多い

法律事務所や弁護士をかたったり、法務省認定〇〇管理局などと公的機関のような名称の場合が多い

△△△△法律事務所
代表弁護士△△△△
東京都△△区△△△△
TEL 03-xxxx-xxxx
FAX 03-xxxx-xxxx

覚えがないなあ



*1：特別送達とは、裁判所が「支払督促」や「少額訴訟の呼出状」などを送る場合に利用する特別な郵便方法で、原則として郵便職員が名宛人に手渡します。受け取り時には「郵便送達報告書」という書面に署名または押印を求められます。

媒体別の相談件数から見る 最近の架空請求の傾向 (平成19年4月～8月の相談実績より)

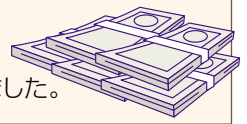


順位	媒体	相談件数 (前年同時期)	傾向
1	携帯電話	841 (501)	急増
2	パソコン	550 (480)	増
3	封書	126 (194)	減
4	はがき	90 (2,498)	激減
5	固定電話	26 (46)	減

狙ったカモは逃さない!? 当センターの4月～8月の相談のうち 被害総額の最高は500万円



平成19年4月から8月末までに当センターで受け付けた架空請求の相談は1637件。そのうち、すでにお金を払ってしまったものは64件で4%に満たないものの、一度、払うと、さらに高額な請求が繰り返されるようで、何度も払っている人からの相談が目立ちます。言われるままに500万円も払ってしまった人もいました。



商品 Test

電気ケトル

環境への関心が高まる中、家庭内での電力使用量を抑えるために、常時、通電が必要な電気ジャーポットは使わず、“お湯は利用する時のみ沸かす”という人が増えているようです。それに伴い、スピーディーにお湯を沸かすことのできる電気ケトルが注目されていますが、使いやすさや安全性はどうなのでしょう？ 電気ケトルについて調べてみました。

テストの詳細は当センターのウェブサイトをご覧ください。
<http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/test/index2.htm>



【テスト対象】
 容量1.2リットル程度の製品で、プラスチック製・ステンレス製・ガラス製のものを5台選定
 (購入価格2,520~7,875円)

電気ケトルのしくみ

電気ケトルは、水を入れる容器本体と電源プレートに分かれ、お湯を沸かすための電気ヒーター等の電気回路は容器本体の底部に組み込まれています。そのため、容器本体は丸洗いできません。電源プレートは単に電源と容器本体をつなぐ役目をしているだけで、プレート自体は熱くなりません。水を入れた容器本体を電源プレートの上に置いてスイッチをONにすると数分で沸騰し、沸き上がりを感知して電源が切れます。

テスト結果と考察

カップ1杯の水なら約1分半で沸き上がる

沸き上がりを感じて電源が切れるまでの時間をテストした結果、カップ1杯(150ml)の水を沸かした場合はどの製品も約1分半で電源が切れました【グラフ参照】。製品の定格消費電力の違いにより沸き上がり時間には多少の差がありましたが、消費した電力量はほぼ同じでした【表参照】。ただし、最低使用量が500ml以上と定められている製品もありました。

電気ケトルは比較的消費電力が高く、消費電力の高い他の電化製品と同時に使うとブレーカーが切れる可能性があります。使用時には製品の消費電力と自宅の電気容量を確認しましょう。今回のテスト対象品の定格消費電力は900w~1450wでした。

電気ジャーポットよりもヤケドの危険性は高い

電気ケトルはその名の通り、電気でお湯を沸かす“やかん”のようなもので、沸騰時にはフタの間隙から蒸気が勢よく吹き出す製品もありました。容器の底は樹脂製で熱くならないため、沸騰後は電源プレートからはずして容器のみをテーブル等の上に置くことができますが、容器の側面は熱く、特にステンレスとガラス製のものは素手ではさわれないほど高温になっていました。

また、電気ジャーポットの電源コードは万一、足に引っ掛けてしまっても本体が転ばないように、着脱可能なマグネット式が主流ですが、電気ケトルのコードは固定されています。しかも、転倒すれば注ぎ口やフタの部分から簡単に湯が流れ出します。

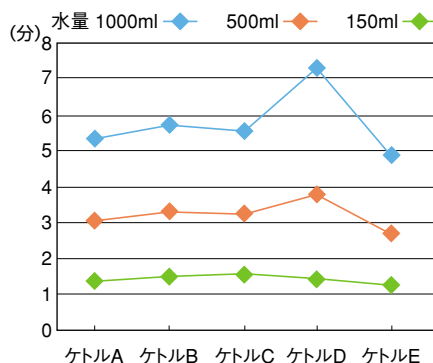
長所もあるけど短所もある 生活スタイルによっては適さないことも・・・

強い電力ですばやくお湯を沸かす電気ケトルは、お湯の使用頻度や使用量が少ない単身者や少人数世帯では、便利な製品です。また、電源さえあれば台所以外の場所でも利用できる、沸騰感知機能や空焚き防止機能により自動停止するため消し忘れの心配がない等の長所があります。

一方、前述のように電気ジャーポットに比べてヤケドの危険性が高い以外にも、通常のやかんに比べると、容器本体は丸洗いできない、容器内部に沸騰感知用のパイプがあり洗浄しにくい製品がある、沸騰感知の構造により容器底部から水が漏れることがある、底の広い形状のものは安定はしているが湯量が少ないとカップに注ぎにくい、細長い形状のものは注ぎやすいが不安定である等の短所もあります。乳幼児がいる家庭には、あまり適さないでしょう。

【グラフ】

沸き上がり時間(水温20℃の水を沸かし、自動的に電源が切れるまでの時間)



【表】

水温20℃の水を沸かした時に消費した電力量(ケトルA~Eともほぼ同一)

水量 (ml)	1200	1000	500	150
消費電力量 (kwh)	0.13	0.11	0.06	0.02

【参考】

省エネ型の容量3リットルの電気ジャーポットを8時間通電していた場合の電力量は0.48kwh (平成14年度に当センターで実施した消費生活関連テスト『電気ジャーポット』の結果より)





お知らせ



多重債務問題への対応を強化しています

現在、国内で200万人超にのぼるといわれている多重債務者。この深刻な問題を抜本的に解決するために、国は『多重債務者対策本部』を設置し、対策を推進しています。それを受けて名古屋市消費生活センターでは、多重債務問題に積極的に取り組んでいます。

10月9日よりサラ金・多重債務 特別相談窓口を開設

当センターでは以前から消費生活相談窓口で多重債務の相談を受け付けていましたが、10月9日からは多重債務相談専用の電話を設置。弁護士・司法書士による面接相談をはじめました。

受付 月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
9:00～16:15
さいむゼロ
☎223-3160



弁護士・司法書士による面接相談は月曜日～金曜日の午後実施。(無料、事前予約が必要です)

くらしの情報プラザの 展示コーナーをリニューアル

くらしの情報プラザでは、展示コーナーのテーマを『多重債務』に変更しました。多重債務に関するパンフレットや図書・ビデオ等も取り揃えています。「多重債務なんて私には関係ないわ」と思っている方でも、家族が内緒で借金を重ねていたことが発覚して途方にくれることも…。知識はいざというときの武器です。この機会に多重債務に関する知識を身につけ、トラブルの予防や解決に役立ててください。

多重債務に関する情報はウェブサイトにも掲載しています。
http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/soudan/pickup/soudan_yamikinl.htm

消費生活講座受講者募集

受講料
無料

各講座 全4回 午前10時～正午

講座名	日程
講座1 「大そうじ前の耳寄り情報」	11月13日(火)・11月20日(火) 11月27日(火)・12月4日(火)
講座2 「暮らしの安全とエコ」	11月15日(木)・11月22日(木) 11月29日(木)・12月6日(木)

開催場所 名古屋市消費生活センター 第1研修室 伏見ライフプラザ12階

募集人数 講座1 講座2 とも 各100名(応募多数の場合は抽選)

応募方法 「往復はがき」に ①住所 ②氏名(ふりがな) ③電話番号 ④希望の講座名を明記のうえ、11月1日(木)までに下記の担当係へ(必着)

ウェブサイトからも応募できます。
<http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/kouzu/index.htm>

申込先 〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23-13 伏見ライフプラザ11階
名古屋市消費生活センター 消費生活講座 係

*受講者募集についてのお問い合わせは ☎222-9679 まで

めざせ、賢い消費者!
名古屋市

入場無料

消費生活フェア2007開催

『みんなで築こう 身近な安全・安心』をテーマに、くらしに役立つ様々な消費生活情報を発信します。テーマに関連した展示、音楽演奏、クイズ、ゲーム、抽選会など、楽しい催しがいっぱい! ぜひ、ご来場ください。

開催日時 11月17日(土)～18日(日)
午前11時～午後4時

会場 オアシス21
「銀河の広場」
地下鉄東山・
名城線「栄」下車

問合せ先 名古屋市市民経済局
消費流通課
☎972-2437



昨年の様子

利用のご案内

消費生活相談

受付時間 月～金曜日 9:00～16:15
(祝日・年末年始を除く)
TEL 052-222-9671
架空請求ホットダイヤル
TEL 052-222-9674

受付時間 土・日曜日 9:00～16:15
(祝日・年末年始を除く)
TEL 052-222-9690
※土・日曜日は電話相談のみで、
来所相談は行っていません。

くらしの情報プラザ

開館時間 月～土曜日 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く) **TEL 052-222-9677**

名古屋市消費生活センター <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp>

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
TEL (052) 222-9679 FAX (052) 222-9678

●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。
●このパンフレットは再生紙を利用しています。(古紙/バリエーション配合率100% 白色度80%)

名古屋城本丸御殿復元プロジェクト

